

## 大分県立森高等学校同窓会関東豊森会会則

### 名称

第1条 この会は大分県立森高等学校同窓会関東豊森会（以下「本会」という。）と称する。

### 目的

第2条 本会は会員相互の親睦、互助及び後継高校を含め郷土の発展に寄与することを目的とする。

### 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会、親睦会の開催
- (2) 後継高校を含む教育機関への寄与
- (3) その他必要事業

### 構成

第4条 本会は大分県立森高等女学校、大分県立森高等学校の卒業生(途中転入・転出在籍者を含む。)をもつて組織・構成する

### 会員

第5条 本会への入会は本人の申し込みにより、退会は本人の申し出又は死亡の場合とする。

### 幹事

第6条 卒業年次ごとに会員の推薦により幹事を選出する。尚、同じ卒業年次に複数の幹事を選出することが出来る。

### 役員

第7条 本会に次の役員を置く。但し、会長以外は兼任を認める。

- (1) 会長1名 (2) 副会長3名以内 (3) 幹事長1名 (4) 副幹事長3名以内
- (5) 会計1名 (6) 会計監査1名

### 役員を選出

第8条 役員を選出は次の通り行う。

- (1) 会長は幹事会の推薦を受け、総会で承認を得る。
- (2) 副会長及びその他の役員は会長が委嘱する。
- (3) 役員は幹事であることを原則とする。

### 役員の仕事

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、諸般の会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、それぞれの会務を分担掌握すると共に、会長に事故ある場合にその職務を代行する。
- (3) 幹事長及び副幹事長はそれぞれの分掌事務を処理する。

### 役員の任期

第10条 会長の任期は2期4年とする。また他の役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

#### 相談役等

第11条 本会に名誉会長、相談役、顧問を置くことが出来る。

- (1) 相談役は幹事会の決議を得て会長が委嘱する。
- (2) 相談役等は会長の諮問に応じて意見を述べる事が出来る。

#### 運営・組織

第12条 本会の会務を分掌、運営するための必要な部を置くことが出来る。

#### 事務局

第13条 本会の庶務事務を処理するため、事務局を関東地域に置く。尚、事務局員については幹事長を首座として、副幹事長及び幹事の中より会長が若干名委嘱する。

#### 会議

第14条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 総会、幹事会、実行委員会等とし、会長がこれを招集する。
- (2) 総会はこの会則に定める人事、会務報告、会計報告等の承認を行う。
- (3) 幹事会は次の決議を行う。

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ア 会務の基本方針に関する事項 | イ 予算及び決算に関する事項      |
| ウ 会則の改定に関する事項   | エ 本会の存立に関する事項       |
| オ 幹事会に付議する事項    | カ 事業の企画、執行、管理に関する事項 |
| キ その他重要事項       |                     |

#### 会計年度

第15条 本会の事業年度は4月1日から3月31日までとする。

#### 細則

第16条 この会則に必要な細則は幹事会が別に定める。

#### 附則

この会則は平成29年4月1日より施行する。